

前年度までの運営指導の指摘事項

よくある問い合わせについて

前年度までの運営指導の指摘事項

| | |
|--------|------|
| サービス種別 | 訪問介護 |
|--------|------|

| 指摘事項 | 解説 |
|--|--|
| 勤務表について、他事業所と兼務している職員の、事業所ごとの勤務時間を分けて記載すること。 | 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、事業所ごとに訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。 |
| ◆根拠 | 居宅基準規則第24条第1項 |

前年度までの運営指導の指摘事項

| | |
|--------|------|
| サービス種別 | 通所介護 |
|--------|------|

| 指摘事項 | 解説 |
|-------------------------|--|
| ハラスメント防止に向けた方針を明確にすること。 | 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じなければならない。 |
| ◆根拠 居宅基準規則第74条第4項 | |

前年度までの運営指導の指摘事項

| | |
|--------|------|
| サービス種別 | 通所介護 |
|--------|------|

| 指摘事項 | 解説 |
|---|---|
| 非常災害対応計画について、立地条件等を勘案して発生が想定される非常災害の種類毎に作成するとともに、事業所の見やすい場所に掲示すること。 | 指定通所介護事業所は非常災害時における必要な措置に関する計画について、発生が予想される非常災害の種類毎に作成し、事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。 |
| ◆根拠 居宅基準規則第76条第1項 | |

前年度までの運営指導の指摘事項

| | |
|--------|------|
| サービス種別 | 通所介護 |
|--------|------|

| 指摘事項 | 解説 |
|--|--|
| <p>勤務表に職員の職種、勤務時間、兼務状況及び常勤・非常勤の別が記載されていないため、明確にすること。 職員の資質向上のため、年間の研修計画を立てること。</p> | <p>指定通所介護事業所は、利用者に対し適切な通所介護を提供するため事業所毎に従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 通所介護事業者は、従業員の資質向上のため研修の機会を確保しなければならない。</p> |



居宅基準規則第74条第1項、第3項

前年度までの運営指導の指摘事項

| | |
|--------|------|
| サービス種別 | 訪問看護 |
|--------|------|

| 指摘事項 | 解説 |
|---|---|
| 重要事項説明書について、事業所の見やすい所に掲示されていなかったため、掲示または自由に閲覧できるような形で事業所に備え付けること。 | 指定訪問看護事業者は事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問看護員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 |

◆根拠 居宅基準条例第26条第1項準用

前年度までの運営指導の指摘事項

| | |
|--------|------|
| サービス種別 | 訪問看護 |
|--------|------|

| 指摘事項 | 解説 |
|---|--|
| 非常勤看護職員等の勤務表や出勤簿について、出勤時間や退勤時間が明確にできないため、勤務時間を明確にし、訪問看護事業所の人員基準である常勤換算2.5名以上を満たしていることを確認すること。 | 指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう、事業所ごとに訪問看護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。 |
| ◆根拠 居宅基準規則第24条第1項準用 | |

前年度までの運営指導の指摘事項

| | |
|--------|-------------------|
| サービス種別 | 福祉用具貸与、特定福祉用具販売共通 |
|--------|-------------------|

| 指摘事項 | 解説 |
|---------------------------------------|--|
| 研修について、年間計画を立てて計画的に実施し、職員の資質の向上を図ること。 | 福祉用具貸与(特定福祉用具販売)事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。 |
| ◆根拠 居宅基準規則第197条第1項(準用) | |

前年度までの運営指導の指摘事項

| | |
|--------|-------------------|
| サービス種別 | 介護老人福祉施設、短期入所生活介護 |
|--------|-------------------|

| 指摘事項 | 解説 |
|--|---|
| 勤務表について、看護師と機能訓練指導員を兼務している職員の、職種ごとの勤務時間を分けて記載すること。 | 指定介護老人福祉施設(指定短期入所生活介護事業者)は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービス(指定短期入所生活介護)を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 |
| ◆根拠 | 介護老人福祉施設基準規則第48条第1項、居宅基準規則第13条第1項 |

前年度までの運営指導の指摘事項

| | |
|--------|-------------------|
| サービス種別 | 介護老人福祉施設、短期入所生活介護 |
|--------|-------------------|

| 指摘事項 | 解説 |
|---|---|
| <p>ハラスメント防止に向けた方針を明確にすること。</p> | <p>指定介護老人福祉施設(指定短期入所生活介護事業者)は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービス(指定短期入所生活介護)を提供する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じなければならない。</p> |
| <p>◆根拠 介護老人福祉施設基準規則第48条第5項、居宅基準規則第133条第5項</p> | |

前年度までの運営指導の指摘事項

| | |
|--------|-------------------|
| サービス種別 | 介護老人福祉施設、短期入所生活介護 |
|--------|-------------------|

| 指摘事項 | 解説 |
|--------------------------------|--|
| 医師の勤務状況が勤務表に記載されていなかったため、改めること | 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 |
| ◆根拠 | 介護老人福祉施設基準規則第26条第1項、居宅基準規則第74条第1項準用 |

前年度までの運営指導の指摘事項

| | |
|--------|-------------------|
| サービス種別 | 介護老人保健施設、短期入所療養介護 |
|--------|-------------------|

| 指摘事項 | 解説 |
|---|---|
| 重要事項説明書について、事業所の見やすい所に掲示されていないなかったため、掲示または自由に閲覧できるような形で事業所に備え付けること。 | 介護老人保健施設(短期入所療養介護事業所)は、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料等の重要事項を掲示しなければならない。また、これをいつでも自由に閲覧させることで掲示に代えることができる。 |
| ◆根拠 | 介護老人保健施設基準規則第32条、居宅基準規則第26条準用 |

前年度までの運営指導の指摘事項

| | |
|--------|-------------------|
| サービス種別 | 介護老人保健施設、短期入所生活介護 |
|--------|-------------------|

| 指摘事項 | 解説 |
|--|--|
| 非常災害に関する訓練について、消防計画以外の地震及び風水害の訓練が行われていないため、実施すること。 | 指定介護老人保健施設及び指定短期入所療養介護事業所は、入所者の安全の確保のため、必要な計画を立てて非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知し、定期的避難、救出などの訓練を行わなければならない。 |
| ◆根拠 | 介護老人福祉施設基準条例第11条第1項、居宅基準条例第51条第1項準用 |